

## 契印に準ずる措置に関する事務の取扱いについて

昭和63年3月18日総三第12号高等裁判所長  
官，地方，家庭裁判所長あて事務総長通達

改正 平成4年2月28日総三第13号  
平成5年6月30日総三第45号  
平成11年2月3日総三第7号  
平成11年12月9日総三第77号

標記の事務の取扱いについて，下記のとおり定めましたので，昭和63年4月1日からこれによつてください。

なお，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

1 裁判所又は裁判所職員が作成する民事事件，行政事件及び家事事件に関する文書に契印を行う場合には，契印に代え，これに準ずる措置を執ることができる。

2 1及び刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）第58条第2項に定める契印に準ずる措置に関する事務の運用については，別に定める。